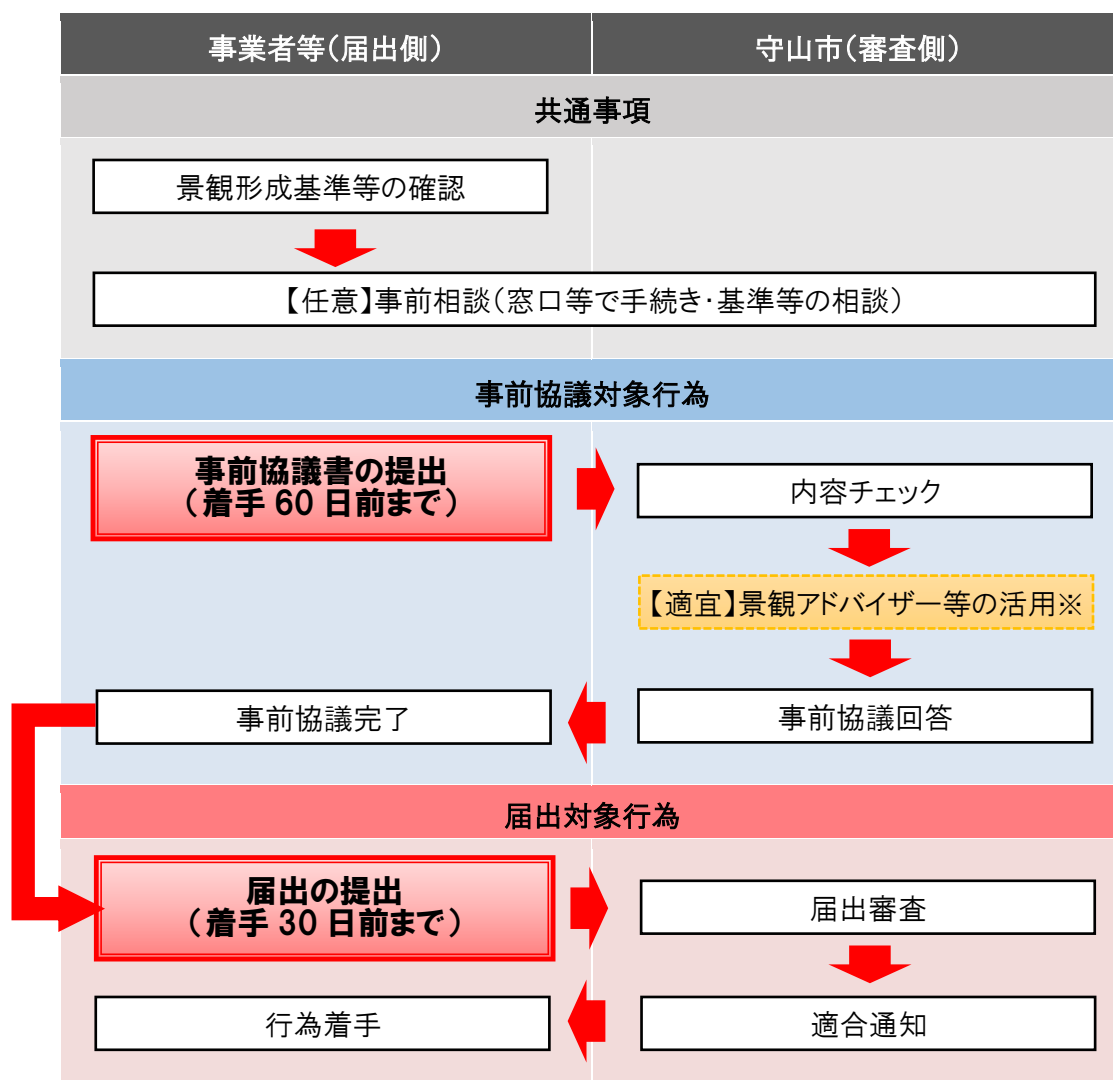


## 届出制度について

良好な景観の形成のために、景観計画区域内(守山市全域)における一定の建築物の建築や工作物の建設等の行為については、行為着手の30日前までに届出が必要となり、届出のあった行為については前章に示す景観形成基準への適合を審査する。届出した内容を変更する場合には、その変更に係る行為に着手する日の30日前までに守山市長に変更の届出が必要となる。

また、届出対象行為のうち、景観に影響の大きい行為については、届出の30日前(行為着手の60日前)までに事前協議書の提出が必要となる。

### 【届出制度フロー】



専門的な見地が必要な場合には景観アドバイザーを活用する中で、内容チェックを行う。また、特に景観の影響が大きい行為については、審議会による調査・審議等を実施する場合がある。

事前協議に必要な書類〔2部〕	
書類	備考
事前協議書	裏面の建築物または工作物の概要書も記載の上で提出
位置図(1/2500 程度)	行為の場所を記載
配置図(1/100 程度)	敷地内における建築物等の位置を表示 ※門、塀、ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、緑地等の位置を表示
立面図(1/50 程度)	2面以上(彩色が施されたもの) ※ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽等の位置などを表示
周辺写真	敷地および敷地周辺の状況がわかるもの
その他	必要に応じて、参考となる資料の提出を求める(構想建築物等の完成パースやフォトモンタージュ)

届出に必要な書類〔2部〕	
書類および図面	備考
届出書	裏面の建築物または工作物の概要書も記載の上で提出
委任状	建築主以外の方が代理で届出を行う場合に必要
位置図(1/2500 程度)	行為の場所を記載
配置図(1/100 程度)	敷地内における建築物等の位置を表示 ※門、塀、ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、緑地等の位置を表示
立面図(1/50 程度)	2面以上(彩色が施されたもの) ※ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽等の位置などを表示
周辺写真	敷地および敷地周辺の状況がわかるもの
その他	必要に応じて、参考となる資料の提出を求める(構想建築物等の完成パースやフォトモンタージュ)